

家族に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準（2025年4月）

目次

1. 概要	3
1-1. 対象範囲	3
1-2. 家族に対する典拠形アクセス・ポイントの根拠	3
1-3. 家族に対する典拠形アクセス・ポイントの訂正の基準	3
1-4. 凡例	4
2. 家族に対する典拠形アクセス・ポイントの選択基準	4
2-1. 対象	4
2-2. 創作者等に対する典拠形アクセス・ポイントとする家族	5
2-3. 典拠形アクセス・ポイント（件名）とする家族	5
3. 家族に対する典拠形アクセス・ポイントの形式基準	5
3-1. 言語・文字種	5
3-1-1. 使用する文字コード	5
3-2. 典拠形アクセス・ポイントの構築	6
3-3. 優先名称とその読み	6
3-3-1. 日本の家族	7
(1) 優先名称	7
(2) 読み	7
3-3-2. 中国の家族（名称が漢字で表されるモンゴル、ベトナム、チベットの家族を含む）	7
(1) 優先名称	7
(2) 読み	8
3-3-3. 韓国・朝鮮の家族	8
(1) 優先名称	8
(2) 読み	8
3-3-4. その他の外国の家族	8
(1) 優先名称	8
(2) 読み	9
3-4. 同名の異なる家族	9
3-5. 識別要素の付加	9
3-5-1. 家族のタイプ	10

3-5-2. 家族と結びつく場所.....	10
3-5-3. 家族の著名な構成員.....	10
3-5-4. 家族と結びつく日付.....	10
3-5-5. 書誌作成対象資料（初出資料）の出版年（月）.....	10
4. 異形名称.....	11
4-1. 字体が異なる名称.....	11
4-2. 文字種が異なる名称.....	11
4-3. 読みが異なる名称.....	11
4-4. 旧称・新称.....	11
4-5. 異なる名称.....	12
5. 家族の著名な構成員との関連.....	12
6. 説明・管理要素.....	12
6-1. 家族の識別子.....	12
6-2. 出典.....	12
6-3. データ作成者の注記.....	12

1. 概要

1-1. 対象範囲

この基準は、『日本目録規則 2018 年版』（以下「NCR2018」）の「第 7 章 家族」および「第 27 章 家族」に基づき、国立国会図書館（以下「当館」）における家族に対する典拠形アクセス・ポイントについて規定する。

NCR2018 適用対象資料のうち、典拠形アクセス・ポイント付与の対象となる資料は、次に示すものである。

国内で刊行された図書（ただし、アジア言語資料を除く）

外国で刊行された和図書

（参照：この基準でいう図書の範囲については、「国立国会図書館『日本目録規則 2018 年版』「第 2 部 セクション 2 著作、表現形、体现形、個別資料」適用細則（図書）（2021 年 1 月）」を見よ。）

なお、この基準の適用対象となる家族は、2025 年 4 月以降に新規に典拠データを作成する家族、または 2025 年 4 月以降に典拠形アクセス・ポイントの訂正を行う家族とする。

1-2. 家族に対する典拠形アクセス・ポイントの根拠

家族に対する典拠形アクセス・ポイントの情報源は、次から採用する。これらの情報の総称として「家族と結びつく資料の優先情報源等」を使用する。

- (1) 家族と結びつく資料の優先情報源
- (2) 家族と結びつく資料に表示された、形式の整ったその他の情報および本文
- (3) その他の情報源

その他の情報源として次のものを使用する。

- ・ 公刊された人名辞書その他の参考図書類等
- ・ 官公庁、他国の国立図書館等が作成し提供するデータベース、その他のインターネット上の信頼性の高い情報資源

（参照：家族の著名な構成員に対する典拠形アクセス・ポイントについては、「個人に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準（2021 年 1 月）」を見よ。）

1-3. 家族に対する典拠形アクセス・ポイントの訂正の基準

典拠形アクセス・ポイントの訂正は、単純な誤りのほか、次の場合に行う。

- (1) より信頼性の高い根拠による優先名称が判明した場合
- (2) 優先して採用すべき文字種が判明した場合
- (3) 日本の家族の名称の読みが判明せず推量としていたが、異なる読みが家族と結びつく資料の優先情報源等から判明した場合
- (4) 中国、韓国・朝鮮の家族の名称の読みを採用していなかったが、家族と結びつく資料の優先情報源等から判明した場合

- (5) 同名の家族および（または）名称が近似した家族との識別のため、識別要素の記録や訂正が必要になった場合
（3-5. 識別要素の付加 参照）
- (6) 同名の家族および（または）名称が近似した家族との識別のため、書誌作成対象資料（初出資料）の出版年（月）を識別要素として名称に付加していたが、家族と結びつく資料の優先情報源等から3-5-2～3-5-4が判明した場合
- (7) 家族の著名な構成員に対する典拠形アクセス・ポイントが訂正された場合

1-4. 凡例

例示に使用する記号の意味は、次のとおりである。

- ・ A ⇒ B

A が家族と結びつく資料の優先情報源等に表示された形等で、B がその優先名称であることを表す。

- ・ A ← B

A が優先名称であり、B が A の異形名称であることを表す。

- ・ A ⇒ B

← C

← D

B が優先名称であり、C と D が B の異形名称であることを表す。

- ・ 優先名称および異形名称の読みは、それぞれの後に||をつけて表す。

- ・ [] は、例示における説明・解説を表す。

- ・ 「△」は、半角スペースを表す（区切り記号として用いるスペース、記述上のスペース、分かち書きのスペースを含む）。

- ・ 「△（ ）および「 ）△」は、識別要素の付加を表す。

なお、例示について、典拠形アクセス・ポイントの一部として記録する識別要素、読み、異形名称は、説明に必要なものだけを挙げる。

2. 家族に対する典拠形アクセス・ポイントの選択基準

2-1. 対象

NCR2018の「第7章 家族」のうち、家族¹と氏族²について規定する。日本の皇室は総称として扱い対象としないが、皇室に含まれる個々の宮家は対象とする。当面、王朝については対象としない。

¹ この基準が規定する家族とは、“出生、婚姻、養子縁組もしくは同様の法的地位によって関連づけられた、またはそれ以外の手段によって自分たちが家族であることを示す複数の個人を表す実体”

（NCR2018#D「家族」）から氏族を除いた範囲を指す。

² この基準が規定する氏族とは、“共通の祖先を認め合うことによって連帯感をもつ人々”（広辞苑 第7版）によって組織された、諸家族で構成される社会集団を指す。

なお、地域や時代によって、家族と氏族の扱いが異なる場合がある。

2-2. 創作者等に対する典拠形アクセス・ポイントとする家族

著作の創作に責任を有すると判断した家族、著作と関連を有すると判断した家族、または表現形の成立に寄与すると判断した家族を、創作者、非創作者、寄与者に対する典拠形アクセス・ポイント（以下「創作者等に対する典拠形アクセス・ポイント」）に選択する。具体的には、次の（1）～（9）に含まれる家族を創作者等に対する典拠形アクセス・ポイントとする。ただし、架空の家族名である場合は、（1）～（9）に含まれる家族であっても、創作者等に対する典拠形アクセス・ポイントに選択しない。

- （1）本タイトルに関係する責任表示
- （2）書誌作成対象資料に総合タイトルの表示がなく、個々の著作のタイトルが列記されている場合の、個々の著作のタイトルに関係する責任表示
- （3）特定の版または付加的版にのみ関係する責任表示
- （4）シリーズに関係する責任表示
- （5）内容細目に記録した部編名等に関係する責任表示
- （6）内容細目に記録したタイトルに関係する責任表示のうち、重要と判断した家族
- （7）責任表示として記録しないが、本タイトル等に含まれる家族のうち、著作の創作に責任を有するか、著作と関連を有するか、または表現形の成立に寄与すると判断した家族
- （8）注記した家族のうち、著作の創作に責任を有するか、著作と関連を有するか、または表現形の成立に寄与すると判断した家族
- （9）記念論文集の被記念者等

2-3. 典拠形アクセス・ポイント（件名）とする家族

家族の伝記、特定家族に関する資料について、対象となっている主要な家族を典拠形アクセス・ポイント（件名）とする。その採用はおおむね三つまでとし、対象となる家族が多数の場合は、より包括的な典拠形アクセス・ポイント（件名）を記録する。

（参照：「国立国会図書館件名作業指針」の「家族名件名新設・付与基準」を見よ。）

3. 家族に対する典拠形アクセス・ポイントの形式基準

3-1. 言語・文字種

3-1-1. 使用する文字コード

使用する文字コードは、Unicode/UTF-8 である。そのうち実際に使用するの、「文字の取扱い基準（2021年1月）」に規定する範囲内の文字とする。

- （1）漢字は、原則として所定の情報源に使用されている字体で記録する。楷書以外の書体は楷書体に改める。
- （2）仮名はそのまま記録する。変体仮名は平仮名に改める。

- (3) 日本、中国、韓国・朝鮮以外の家族（以下「その他の外国の家族」）の名称における大文字の使用法は、当該言語の慣行に従う。
- (4) その他の外国の家族の名称で使用される漢字、仮名、ハングル、ラテン文字以外の文字は、原則としてラテン文字に翻字する。なお、翻字法は「ALA-LC Romanization Tables」による。
- (5) 中国簡化文字（簡体字）は、日本で使用される漢字に置き換える。中国簡化文字の置き換えは、「中国簡化文字表」（『大漢和辞典』（大修館書店））、『中日辞典』（小学館）による。
- (6) 漢字、仮名による表示形がある場合は、ハングルによる表示形よりも優先して記録する。漢字、仮名による表示形が容易に判明しない場合は、ハングルをそのまま記録する。
- (7) 名称に出現した漢数字・アラビア数字・ローマ数字はそのまま記録する。家族と結びつく日付を識別要素として付加する場合は、漢数字・ローマ数字はアラビア数字に置き換えて記録する。
- (8) 記号は、省略すると名称自体を損なうと判断される場合を除き、記号を省いた形を優先名称とするか、または別途定める基準に従い置き換える。
- (9) 再現不能の文字は、「文字の取扱い基準（2021年1月）」に従い記録する。

3-2. 典拠形アクセス・ポイントの構築

家族に対する典拠形アクセス・ポイントは、優先名称（およびその読み）と家族のタイプを基礎として構築する。

同名の家族および（または）名称が近似した家族が存在する場合に、識別に必要なときは、家族のタイプ以外の識別要素を付加する。ただし、主たる活躍時期が明治期以降の日本の家族は、同名の家族および（または）名称が近似した家族の存在の有無に関わらず、原則として市町村名を識別要素として付加する。

3-3. 優先名称とその読み

家族の優先名称は、家族の構成員によって使用される姓（またはそれに相当するもの）を選択する。

氏族の優先名称は、氏族名を選択する。

優先名称が複数の語彙から成り、省略すると名称自体を損なうと判断される場合、漢字・仮名であれば「・」で、ラテン文字、アラビア数字および記号であれば、語彙を連結する「-」、「and」など、当該言語の慣行に従って記録する。

【例】 サクス=コーバーク=ゴータ家 ⇒ Saxe-Coburg and Gotha△(家)

← サクス・コーバーク・ゴータ△(家)

3-3-1. 日本の家族

(1) 優先名称

主たる活躍時期が明治期以降の日本の家族の名称は、原則として最初に書誌データを作成するとき、その資料に表示されている形を優先名称とする。日本の皇室に含まれる個々の宮家は宮号を優先名称とする。

【例】中野家 ⇒ 中野△(家) || ナカノ△(ケ)

【例】〔日本の皇室に含まれる個々の宮家の場合〕

秋篠宮ご一家 ⇒ 秋篠宮△(家) || アキシノノミヤ△(ケ)

江戸期以前の日本の家族の名称は、参考資料等において多く用いられている形を優先名称とし、賜姓等により 2 以上の名称を用いる場合であっても、それぞれを優先名称としなさい。江戸期以前の日本の氏族および家族については、地域を冠した名称を優先名称とすることがある。(3-5-2. 家族と結びつく場所 参照)

【例】〔2 以上の名称〕

羽柴家 ⇒ 豊臣△(家) || トヨトミ△(ケ)

← 羽柴△(家) || ハシバ△(ケ)

【例】〔地域を冠した名称〕

甲斐武田△(家) || カイ△タケダ△(ケ)

(2) 読み

読みは、片仮名、ラテン文字、アラビア数字および記号等で記録し、当館で定める「読みの基準(2021年1月)」の「別紙4. 分かち書き基準」に従い分かち書きを行う。

片仮名、ラテン文字、アラビア数字および記号の読みは、そのまま記録する。

目録作業者が容易に判断できる読みについては、推量読みを採用することがある。

3-3-2. 中国の家族(名称が漢字で表されるモンゴル、ベトナム、チベットの家族を含む)

(1) 優先名称

漢字による表示形が判明すれば優先して採用する。

【例】〔漢字による表示形のモンゴルの家族の名称〕

楊△(家)

【例】〔漢字による表示形のベトナムの家族の名称〕

阮△(家)

漢字による表示形が判明しない場合は、仮名による表示形があればそれを採用し、ラテン文字による表示形のみであれば、その他の外国の家族の名称扱いとする。(3-3-4. その他の外国の家族 参照)

【例】チャン△(家)

← Zhang△(家)

(2) 読み

原則として、家族と結びつく資料の優先情報源または家族と結びつく資料に表示された、形式の整ったその他の情報および本文から判明する場合のみ記録する。

3-3-3. 韓国・朝鮮の家族

(1) 優先名称

漢字による表示形が判明すれば優先して採用する。

漢字による表示形が判明しない場合は、仮名による表示形があればそれを採用し、ラテン文字による表示形のみであれば、その他の外国の家族の名称扱いとする。(3-3-4. その他の外国の家族 参照)

【例】 チャン△(家)

【例】 ぱく△(家)

(2) 読み

原則として、家族と結びつく資料の優先情報源または家族と結びつく資料に表示された、形式の整ったその他の情報および本文から判明する場合のみ記録する。

3-3-4. その他の外国の家族

(1) 優先名称

その他の外国の家族の優先名称は、家族と結びつく資料中の表示にかかわらず、原語形を優先して採用し、原則として米国議会図書館(以下「LC」)典拠データの優先名称を採用する。ただし、漢字、仮名、ハングル、ラテン文字以外の文字は、原則として翻字形を優先名称とする。

【例】 ケネディ家 ⇒ Kennedy△(家)

原語形が家族と結びつく資料の優先情報源等から判明しない場合は、仮名による表示形を優先名称とし、原語形が判明した時点で訂正する。(1-3. 家族に対する典拠形アクセス・ポイントの訂正の基準 参照)

LCの典拠データベースに該当する家族の典拠データがない場合は、各言語の習慣を考慮し、形式を決定する。

ラテン文字による表示形しか判明しない中国、韓国・朝鮮の家族の名称は、その他の外国の家族の名称扱いとする。

【例】 [中国の家族]

Hu△(家)

【例】 [韓国・朝鮮の家族]

Park△(家)

(2) 読み

読みは記録しない。

3-4. 同名の異なる家族

優先名称が同一である場合の別の家族は同名の異なる家族とする。日本の家族の場合は、名称の漢字による表示形が同じでも読みが異なれば同名の家族とはみなさない。

同名の異なる家族は、識別要素の有無または違いにより識別する。(3-5. 識別要素の付加 参照)

なお、次の(1)～(6)は、別字として記録するが同名の家族かどうかの判断の際には同字として扱う。

(1) 新字体・旧字体の関係にある文字

【例】 栄-榮 辺-邊 岳-嶽

(2) JIS C 6226-1978 (JIS78) と JIS X 0208-1983 (JIS83) で第1水準と第2水準が入れ替わり、コード番号も入れ替わった文字 (22組ある)

【例】 鯪-鰺 鶯-鶯 檜-桧

(3) 異体字のうち、1997年以前に当館において字体を統一していた文字 (異体字は原則として別字扱い)

【例】 館-舘 辺-邊 淵-洫

(4) 同一人物の名称でも表示が統一されないことがある文字

【例】 己-巳-巳 島-嶋-寫 齋-齊 高-高

(5) 旧字体と字形が酷似しているために混同する可能性のある文字

【例】 写-寫 (写の旧字は寫) 織-織 (織の旧字は織)

(6) ラテン文字等の大文字・小文字

【例】 次の a～c は同名の異なる家族の関係である。

a: 齋藤△(家)| | サイトウ△(ケ)

b: 齊藤△(家)| | サイトウ△(ケ)

c: 齋藤△(家)| | サイトウ△(ケ)

3-5. 識別要素の付加

記録する識別要素には、次のものがある。

3-5-1. 家族のタイプ

家族のタイプは常に記録する。優先名称の後にスペース、丸がっこに入れて、家族の場合は「△(家)」を、氏族の場合は「△(氏)」と記録する。

王家は「△(家)」を記録する。

【例】Habsburg△(家)

3-5-2. 家族と結びつく場所

家族と結びつく場所は、家族の主な活動地、家族の最終の居住地から選択し、判別に必要な詳細度で記録する。

主たる活躍時期が明治期以降の日本の家族は、原則として市区町村名を付加する。

【例】中野△(家)△(新潟市)||ナカノ△(ケ)△(ニイガタシ)

主たる活躍時期が江戸期以前の日本の家族は、判別に必要な場合、家族の主な活動地を当時の形式で付加する。

【例】伊達△(家)△(宇和島藩)||ダテ△(ケ)△(ウワジマハン)

【例】木下△(家)△(足守藩)||キノシタ△(ケ)△(アシモリハン)

江戸期以前の日本の氏族および家族については、地域を冠した名称を優先名称とすることがある。(3-3-1. 日本の家族 参照)

3-5-3. 家族の著名な構成員

家族の著名な構成員は、家族の一員のうちよく知られた個人である。家族の判別に役立つと判断できる場合は、家族の著名な構成員を記録する。

(5. 家族の著名な構成員との関連 参照)

3-5-4. 家族と結びつく日付

家族と結びつく日付は、家族の主な活動地での活動期間、または家族の最終の居住地に移住した日付を選択し、原則として西暦年を、アラビア数字で記録する。家族の主な活動地での活動期間、または家族の最終の居住地に移住した日付の西暦年が判明しない場合は、年代を限定する語句を記録することがある。

【例】徳川△(家),△(1740-)||トクガワ△(ケ),△(1740-)

3-5-5. 書誌作成対象資料(初出資料)の出版年(月)

同名の家族および(または)名称が近似した家族が存在し、3-5-2~3-5-4が判明しない場合は、書誌作成対象資料(初出資料)の出版年を西暦年に「pub.△」を冠して記録する。出版年が同一の場合は、さらに月を記録する。

【例】佐藤△(家)△(花巻市),△(pub.△2018)||サトウ△(ケ)△(ハナマキシ),△(pub.△2018)

4. 異形名称

優先名称に採用しない名称、また、優先名称として選択した名称の異なる形が、家族と結びつく資料等から判明した場合は、優先名称と家族のタイプを組み合わせる。異形名称とする。

このほか、その他の外国の家族と結びつく資料中の仮名による表示形など、検索上必要と判断した形式も異形名称として記録する。

異形名称には、4-1～4-5のような場合がある。

4-1. 字体が異なる名称

【例】高樹△(家) ← 高樹△(家)

4-2. 文字種が異なる名称

【例】〔ラテン文字による表示形〕

古館△(家) ← Furudate△(家)

【例】〔ピンイン等ラテン文字による表示形〕

張△(家) ← Zhang△(家)

〔3-3-2. 中国の家族（名称が漢字で表されるモンゴル、ベトナム、チベットの家族を含む） 参照〕

【例】〔原語形に対する仮名による表示形〕

Kennedy△(家) ← ケネディ△(家)

〔3-3-4. その他の外国の家族 参照〕

4-3. 読みが異なる名称

【例】王△(家) || オウ△(ケ) ← 王△(家) || ワン△(ケ)

〔3-3-2. 中国の家族（名称が漢字で表されるモンゴル、ベトナム、チベットの家族を含む） 参照〕

【例】李△(家) || イ△(ケ) ← 李△(家) || リ△(ケ)

〔3-3-3. 韓国・朝鮮の家族 参照〕

4-4. 旧称・新称

変更前または変更後の名称が判明したが、家族に対する典拠形アクセス・ポイントを作成しない場合は、異形名称として記録する。

【例】豊臣△(家) || トヨトミ△(ケ) ← 羽柴△(家) || ハシバ△(ケ)

4-5. 異なる名称

優先名称として選択しなかった名称を記録する。

【例】松平△(家)△(吉田藩) || マツダイラ△(ケ)△(ヨシダハン)

← 大河内松平△(家)△(吉田藩) || オオコウチ△マツダイラ△(ケ)△(ヨシダハン)

← 松平伊豆守△(家)△(吉田藩) || マツダイラ△イズノカミ△(ケ)△(ヨシダハン)

5. 家族の著名な構成員との関連

家族と家族の著名な構成員との関連は、別途規定する。

(参照: 「国立国会図書館『日本目録規則 2018年版』「第3部 関連」適用細則(2021年1月)」を見よ。)

6. 説明・管理要素

説明・管理要素として家族と結びつく資料の優先情報源等から採用して記録する。

説明・管理要素には、6-1～6-3で挙げるものがある。

6-1. 家族の識別子

家族の典拠データに対して当館が付与した、典拠レコード管理番号を記録する。

【例】00627935

他機関が付与した識別子が判明した場合は、必要に応じて記録する。

【例】LCCN:△sh 85071932

6-2. 出典

家族の典拠形アクセス・ポイントを決定する際に使用した家族と結びつく資料の優先情報源等を記録する。必要に応じて、情報源内の情報を発見した箇所などを特定できるように記録する。

6-3. データ作成者の注記

必要に応じて注記を記録する。

【例】〔家族のタイプ〕

旗本

【例】〔家族と結びつく場所〕

イギリス

【例】〔家族の著名な構成員〕

家族構成員: 徳川綱重

【例】〔家族の歴史〕

1622年上田藩から松代藩へ転封